

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
6月8日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ……六

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (農村整備課) ……六

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課) ……七

道路の位置の指定 (二件) (建築指導課) ……八

○公告

県営歌野川ダム地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧 (農村整備課) ……八

県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ……八



山口県告示第二〇二一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年六月八日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡株式会社
住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所
所在地 岩国市灘町一番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間
二一〇イ (二基)	一、三六五 (km ³ /時)	令和三、 七、一	令和四、 一	令和四、 一、二、六	連 続 二 四 時 間
二〇一イ	八六・七 (km ³ /時)	〃	〃	〃	〃
〃	二七・五 (km ³ /時)	〃	〃	〃	〃
二一八	(t/日)	〃	〃	〃	断 続 一 五 時 間

備考 「二一〇イ」及び「二一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設及び原料回収施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		汚 染		状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)			
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	窒素	窒素	窒素	窒素	窒素				
二二一八	五・六	六・五	一、九〇〇	一、九〇〇	〃	〃	一五〇	二〇〇	〇・一	〇・一	四八	四九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二一イ	〃	〃	一五五・四	一八六・五	〃	〃	八〇	一〇六・七	〃	〃	一、一〇一	一、二六〇
二二一イ (二基)	七	七・三	七五・五	九七・六	五	一〇	一五〇	二〇〇	検出せず	検出せず	二、二〇二	二、五二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水処理施設	〃	一二五、二〇〇 ($m^3/日$)	沈殿	〃	〃	〃	(既)	(既)	(設)
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	一、七〇〇 ($kg/日$)	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水		汚 染		状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)					
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	窒素	窒素	窒素	窒素							
排水処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
活性汚泥処理施設	処理後	処理前	六・七	七・三	六三二・九	六八一・九	九七五	九八〇	一〇	検出せず	一五八・四	一六四・五	〇・一	〇・一	八三四	八五一
	処理後	処理前	〃	〃	一九七・五	二〇五・六	九七五	九八〇	〃	〃	二二一・六	二二一・一	〃	〃	〃	〃
	処理後	処理前	〃	〃	二四・三	三四・四	二五	二五	〃	〃	二二・五	二二・五	〇・七	一・四	九二、〇八二	一〇八、七一九

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	六・七	通 常	通 常	八、八八一
八・五	六・五	最 大	最 大	二〇二、七六〇
四	一四・四	通 常	通 常	一〇、七四九
〃	五〇	最 大	最 大	
五	四	通 常	通 常	
〃	二五	最 大	最 大	
〃	検出せず	最 大	最 大	
〇・二	一二・四	通 常	通 常	
〇・七	一三・七	最 大	最 大	
〇・一	〇・五	通 常	通 常	
〇・三	〇・六	最 大	最 大	

山口県告示第百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年六月八日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡株式会社
住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所
所在地 岩国市灘町一番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設及び原料回収施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 1 排水口	排水口		項目	
	変更後	変更前	通	大
	〃	六・七	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値及び排出水の量
	八・五	七・三	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	一四・四	一四・五	浮遊物質量 (mg/l)	
	〃	五〇	鉍油類 (mg/l)	
	〃	四	窒素 (mg/l)	
	〃	検出せず	リン (mg/l)	
	一一・四	一一・二	排水の一日当たりの量 (m ³)	
	〃	一三・七	常	
	〃	〇・五	最	
	〃	〇・六	大	
	一五七、〇一六	一四五、六九二	常	
	二〇二、七六〇	一八九、九八七	最	
			大	

排水処理施設	処理後		処理前		種 類	項 目
	変更後	変更前	変更後	変更前		
活性汚泥処理施設	〃	〃	〃	〃	汚 水 等	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	〃	〃	〃		化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	〃	〃	〃		浮遊物質量 (mg/l)
	〃	〃	〃	〃		鉍油類 (mg/l)
	〃	〃	〃	〃		窒素 (mg/l)
	〃	〃	〃	〃		リン (mg/l)
	〃	〃	〃	〃		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	〃	〃	〃	〃		常
	〃	〃	〃	〃		最
	〃	〃	〃	〃		大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「二一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十二号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設をいう。

変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	二二四・八	〃
〃	二七六	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	四五〇	〃
〃	六〇〇	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	二七七
〃	一七	〃
〃	一六	〃
〃	一九	〃

山口県萩農林水産事務所 萩市大字江向五三一番地の一
 申請書等の提出期間及び時間

令和三年六月八日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 令和三年七月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林水産事務所（電話〇八三八―二二一四
 八〇〇）にすること。

山口県告示第百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定によ
 り、県道下関川棚線高畑橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争
 入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入
 札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法
 等について次のとおり定めた。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県道下関川棚線高畑橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）

(一) 工事場所 下関市大字吉見下字高畑及び字野中地内

(二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
PC二径間連続ポステンションT桁 形式橋りょう		六七・五メートル		二・五メートル （車道六・五メートル）			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で
 構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
 こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
 示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等
 級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規
 定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和三年六月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が
 通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以
 下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上
 であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上
 であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競
 争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四
 百二十二号）四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲
 げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例
 第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下
 「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和三年六月二十九日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年七月二十六日までに経営規模等入札参加資
 格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三一―二二三―
 七一〇一）にすること。

山口県告示第二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字宿井字中土井一〇八七の九	六・〇	五三・五	令和三、 五、二〇

山口県告示第二百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字樋物垣内一四六一の三及び一四六四・〇の二九	四・五	四九・〇	令和三、 五、二二



(一五四) 県営歌野川ダム地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営歌野川ダム地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営歌野川ダム地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一五五) 県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課